

## 国民生活審議会第6回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成20年2月15日（金）16：00～18：40

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

3. 出席者

（委員）松本部会長、岡田委員、齋藤（憲）委員、佐野委員、沢田委員、中名生委員、西村委員、早川委員、三木委員、水巻委員、山本委員、吉岡委員

（事務局）西国民生活局長、堀田官房審議官（国民生活局担当）、高田国民生活局消費者調整課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、加納国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室長、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

（1）景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について

事務局より、資料1「景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について」に基づき説明を行った。

（2）国民生活センターの在り方について

（i）事務局より、資料2「『生活安心プロジェクト』（行政のあり方の総点検）の検討状況について」に基づき説明を行った。

（ii）事務局より、前日に行われた総合企画部会における消費者行政推進会議と国民生活審議会との関係についての佐々木会長の発言を紹介した。

（iii）事務局より、資料4「国民生活センターのあるべき姿に関する論点案（部会長メモ）」について説明を行った後、以下のような議論があった。

○ 国民生活センターが法執行を行ったり、父権訴訟を行うのは非常に難しいのではないか。

○ 新しい消費者行政組織がどうなるかわからないときに、国民生活センターの在り方だけをどう論じたらよいのか。

○ 父権訴訟や違法収益の剥奪などは、現在の独立行政法人でも不可能ではないのではないか。

○ 父権訴訟のような話は、必ずしも国民生活センターが担わなくても検討はしてもよいのではないか。

- 冷凍餃子の中毒の問題では国民生活センターはどのような対応をしたのか。  
→相談対応・ホームページを通じての情報提供などを行った。
- 父権訴訟、違法収益の剥奪などは用語の定義をはっきりさせる必要がある。  
かなり広範囲の議論が必要なので、このメンバーでそれが可能であろうか。
- 父権訴訟、違法収益の剥奪という制度を作るどうかではなく、もしできたとしたら、国民生活センターが一定の機能を担うことが考えられる。新しい消費者行政組織に立ち入り調査権限ができたとして、国民生活センターにそれを行わせることが適当であろうか。
- 組織論ではなく、作用論・機能論から入るのは正しいアプローチである。機能論の中で今のままの組織、現行のパワーでは不十分ということもありうるだろう。
- これまでは、地方消費生活センターの情報がほとんどで、他省庁・他機関との連携・情報共有化がほとんどできていなかった。いろいろな組織の情報を国民生活センターがひとめまめに把握できる状況が必要である。
- 事故情報と苦情相談情報は分けて考えるべきではないか。
- 餃子問題は保健所、不当請求の問題は、福祉事務所に情報が行き、国民生活センターには情報が入らない。
- ワンストップサービス拠点の中身を整理する必要がある。国民生活センターだけが受けるのか。今あるものを生かす、他の窓口に来たものを国民生活センターにつなぐという方法もあるのではないか。
- どこに行っても正しいところにたどりつけるのがよい。事故情報も一番集まるべきところに集まるのがよい。
- 今は消費生活センターが一番の窓口であり交通整理もしている。保健所のデータもどこかに入るのがいい。消費者関連のデータは国民生活センターにいけばあるというのがよい。
- 一元的窓口という言葉ではなく、情報を集約・共有化することが重要。  
国民生活センターが新組織が情報を共有する窓口。
- 国民生活センターの ADR は地方との関係がワンストップにはならない。国民生活センターと地方消費生活センターとの関係は今のままでいいのか。
- 必要なのは、情報伝達のスピード化である。

- 企業のお客さま相談窓口は、どこで受けても一つの所につながる仕組みになっている。
- 消費者への情報提供は、事業者名、商品名の公表にもっと踏み込んでできないか。法律の根拠がなくてもできる。
- 苦情相談情報と危害情報を分けるのは賛成。単なる問合せにも問題が潜んでいる場合がある。地方消費生活センターが国民生活センターに臨むのは経由相談の充実である。
- 国民生活センターは情報を集めただけではなく、どう活用するかが大事である。メールニュースのようなものを流してはどうか。  
→パイオネットなどの情報は、記者会見、出版物、テレビに加え、ホームページで迅速に情報提供している。マンパワーの制約もある。
- 国民生活センターが全部自分で判断して意見を言うのではなく、専門的な知見を持った組織・省庁を利用してはどうか。
- マンパワーが足りないならば、人員の確保を考えるべきである。
- 国民生活センターは消費者問題の中核的な組織としては貧弱である。調査・分析・研究の体制が必要である。消費者問題が複雑化・多様化するなかで、内部に専門性のあるスタッフが必要である。
- 増員すればうまくいくというものでもない。国民生活センターに関係省庁の専門家を集めてはどうか。
- パイオネットの分析は、傾向・集約を定期的にまとめて発表して欲しい。
- 地方消費生活センターに相談が寄せられるのは数パーセントという。消費者としての力が弱い。消費者教育、消費者の自立支援が必要。各省庁が様々な消費者教育をやっているが、そういう情報を国民生活センターで一元化できないか。
- 事業者名公表を積極的にやってもらいたい。また、商品テストは外部化ではなく、国民生活センター自身がやって欲しい。
- 地方消費生活センターから原因究明のための商品テストを依頼するのに手間と時間がかかる。
- 新組織の法執行について、国民生活センターが立ち入り調査権限を持つ場合

に、非公務員型の独立行政法人でそれは可能なのか。被害者救済については、国民生活センターは消費者団体訴権の主役になるべきである。父権訴訟や違法収益の剥奪は容易でない課題だが、検討する価値はある。これらのことをやるには相当な法改正が必要であり、国民生活局自体の体制充実が必要である。

- 父権訴訟や違法収益の剥奪については、諸外国の傾向も異なる。現在の課徴金との整理もある。1年、2年でできるだろうか。まずは、ハードルの低い、消費者団体訴権を国民生活センターが担うことをまず考えてはどうか。韓国の消費者院は法律で、政策の研究及び建議ができるとある。
- 地方消費生活センターとのネットワークについて、パイオネットと研修ぐらいいかない。国民生活センターの相談員と地方消費生活センターの相談員との出向・交換は考えられないか。
- 父権訴訟や違法収益の剥奪は、悪徳業者を早期につぶしてその資産を分配するという観点からも検討して欲しい。
- 父権訴訟や違法収益の剥奪は、制度の必要性と担い手はどこになるべきかを分けて考える必要。
- 国際的な連携について、国民生活センターは、日本から他の組織も参加している I C P E Nではなく、以前参加していた C Iに参加するべきではないか。
- 立ち入り調査権限とは既存の各省のものを移すということであろうか。
- 自民党の議論では、エアポケットになっているは新しい組織にという考えのようだ。政策提言するに当たっての事実の調査も権限があるとやりやすいのではないか。
- 悪徳業者はうそをつくので、甘くみられないためには、立ち入り調査権限がある方がよい。

以上

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。